

軽症高額申請についてのお知らせ

難病医療費助成制度では、指定難病にかかっていると認められ、国が定める重症度基準を満たしている方が医療費助成の対象となります。

ただし、指定難病にかかっていると認められるが、症状の程度が重症度基準を満たしていない場合でも、高額な医療を継続して行っている場合は、軽症高額該当として申請していただくと医療費助成の対象となります。下記の要件に該当される方又は今後該当することとなった方は、申請手続きを行ってください。

支給要件

医療費助成の申請をした日の属する月から12ヶ月前の期間において、指定難病に係る総医療費が33,330円を超える月（※）が3回以上ある方

※月当たりの自己負担額の目安として、医療保険の自己負担割合が、3割の方は10,000円、2割の方は6,660円、1割の方は3,330円を超える額。

※指定難病に係る総医療費には、薬局、訪問看護事業所利用分も含まれます。

申請方法

通常の申請書類一式に、医療費申告書、領収書等が追加で必要となります。お住まいの住所を管轄する保健所へご提出ください。審査の結果、認定されましたら医療受給者証を交付します。有効期間の開始日は、軽症高額該当の申請日（保健所受付日）となります。

【申請に必要な書類】

	書類名	備考
1	特定医療費（指定難病）支給認定申請書	「自己負担上限額の特例」欄の「軽症高額該当」にチェックをつけてください。
2	医療費申告書	指定難病の医療費総額（10割）が33,330円を超えた月について、診療月ごとに記入してください。 ※医療費を確認できる領収書等を添付してください。
3	臨床調査個人票	特定医療費の支給認定が不認定とされてから概ね12ヶ月以内に申請をされる場合、 <u>前回提出していただいた添付書類の内容に変更がない方は添付を省略することができます。</u>
4	住民票	
5	市町村民税所得課税証明書	
6	健康保険証の写し	
7	同意書	

○上記書類のうち、1・2・3・7は、県ホームページ及び保健所で入手できます。